林材業労働災害防止協会(インボイス発行事業者)
北海道支部旭川分会

車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育

（伐木等機械・走行集材機械・簡易架線集材装置等）

H26.6.1に「労働安全衛生規則」が改正され、車両系木材出機械等の運転業務に労働者を就かせるときは、安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を修了しなければならないこととされました。
つきましては、下記のとおり特別教育を開催いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、本教育は学科教育のみの実施になります。

2014年(平成26年)11月30日以前に、6カ月以上の実務経験がある場合
➔実技教育免除され、学科教育のみの受講で全科目受講済修了証を交付します。

上記の実務経験がない場合
➔学科教育修了証及び教育実施証明を交付します。
実技教育は、各事業場で実施又は他団体等での受講が必要になります。
※資料として実技教育のカリキュラム等を入れたCDをお渡しします。

1　実務経験　　受講する区分において、2014(H26).11.30以前に、６カ月以上の実務経験がある場合は、申込書の「実務経験証明書」欄に記載し証明印を押印して下さい。

2　日　　時

講習区分	講　習　日	学科教育時間（休憩時間含）
①伐木等機械	令和８年１２月２日（水）	9:00～16:50
②走行集材機械	令和８年１２月３日（木）	9:00～16:50
③簡易架線集材装置等	令和８年１２月４日（金）	9:00～16:50

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

3　会　　場　　旭川市ときわ市民ホール　４F　多目的ホール（旭川市５条通４丁目）

4　受 講 料　　受講料には消費税10%を含む（テキスト代３，９６０円(税込)を含む）

受講区分	受講例	会員	会員外
３区分受講	①＋②＋③	２６，５１０円	３０，９１０円
２区分受講	①＋②又は①＋③等	１９，９１０円	２３，２１０円
１区分のみ受講	①のみ等	１３，３１０円	１５，５１０円

5　申込方法　　10/2～11/18の期間内に、申込書を旭川分会に提出して下さい。
※先着順に受付し、定員４０名に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。
受講料の支払方法は振込みとなります。
※申請書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております
までに、お振込みください。

6　添付するもの　　運転免許証(表・裏)のコピー、写真１枚（30ミリ×24ミリ）

7　修 了 証　　後日、事業場へ送付いたします。

8　注意事項　　受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。

林材業労災防止協会旭川分会
〒070-0043 旭川市常盤通１丁目道北経済センター６階
TEL 0166-22-8621　FAX 0166-22-8687

車両系木材伐出機械等の区分

①伐木等機械の運転業務　安衛則第36条6号の2　（教育時間　学科6時間＋実技6時間）

伐木、造材や原木等の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

木材グラップル機
木材用のつかみ具（以下「木材グラップル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グラップル装置」という）により原木等を集積する機械

グラップルソー
玉切りと原木等の集積を行う機械

フェラーバンチャ　▶
伐木と原木等の集積を行う機械

ハーベスタ▼
伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械

プロセッサ▶
枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械

●単体では自走できないが、トラクター等にけん引され、当該トラクター等と連結されたまま使用される機械は「伐木等機械」に含む。
●油圧式伐倒機（トラクターの前部に、はさみ状のアタッチメントを取付け、油圧操作で立木を伐倒する機械）も「伐木等機械」に含む。

②走行集材機械の運転業務　安衛則第36条6号の3　（教育時間　学科6時間＋実技6時間）

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

フォワーダ
木材グラップル装置と荷台を備え、木材グラップル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械

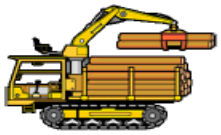

スキッダ
ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グラップル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械

集材車
原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械。原木等を荷台に積載するためのウインチや滑車をつり下げるポールを備えたものを含む

集材用トラクター
※1ブル・ドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンに、ウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより、けん引して運搬する機械

◆木材グラップル装置を取付けたトラックや、木材を運搬するフォークローダーは、走行集材機械には、該当しない。
（揺動式の木材グラップル装置を取付けたトラックは移動式クレーンに該当する）

③簡易架線集材装置等の運転業務　安衛則第36条7号の2　（教育時間　学科6時間＋実技8時間）

動力を使い、原木等を巻き上げ運搬するもので、集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付随するもので構成され、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備は「簡易架線集材装置」、不特定の場所に自走できるものは「架線集材機械」

タワーヤーダ
支柱と2つ以上のドラムのあるウインチを備え、支柱を使って原木等をウインチのワイヤロープで巻き上げて集材を行う機械

スイングヤーダ
ドラグ・ショベル、木材グラップル機などに２つ以上のドラムのあるウインチを備え、ブーム・アームを支柱とし、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械

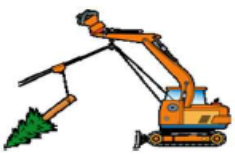

集材ウインチ機
ドラグ・ショベル、木材グラップル機などのブームの下部または機体の前面に１つのドラムのあるウインチを備え、原木等をウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械

※2ブル・ドーザー等を、固定した状態で、ウインチのワイヤロープにより巻き上げて集材を行う場は、集材ウインチ機に該当する為、「③簡易架線集材装置等」の受講が必要です。

【注意】　※１　ブル・ドーザーを走行させて原木等を土場まで運搬する時
※２　ブル・ドーザーを固定した状態で、ウインチで巻き上げる時

車両系木材伐出機械等の運転業務特別教育申込書

※運転免許証（表・裏）のコピーを添付して下さい

受講する講習種別に〇印をつけて下さい。　　年　　月　　日

〇を記入		講習種別	主な対象機械の例
12/2		①伐木等機械	木材グラップル機、フェラバンチャー、ハーベスタ、プロセッサ、グラップルソー、等
12/3		②走行集材機械	フォワーダ、スキッダ、集材車、集材用トラクター(ブル含む)、等
12/4		③簡易架線集材装置等	タワーヤーダ、スイングヤーダ、集材ウインチ機、等

※受講番号		太枠内に楷書でご記入下さい。

縦30㎜
横24㎜
写真1枚添付
裏面に氏名記入

ふりがな			性別
氏　名			男 ・ 女
		旧姓を使用した氏名又は通称の併記（ 希望する ・ 希望しない ）	
		併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入➡ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要	
生年月日		昭和・平成　　年　　月　　日	
現住所		〒　　携帯	
勤務先	所在地	〒　　TEL	
	名　称	FAX 担当者名	

※印の欄は、記入しないで下さい。

※　2014(平成26年)年11月30日以前に、6か月以上の実務経験が（　ある　・　ない　）

※実務経験がある場合は、下記証明書に記載し、事業主の証明印を押印して下さい。

実務経験証明書

同一現場で、複数の講習種別業務を行っている場合は、同じ欄の該当する全てに〇を付けて下さい。

作業名等 作業名、現場名、使用機械名などを記入	作業の種類 受講する講習種別を〇で囲む	作業期間(通算6カ月以上) 2014(H26)年11月30日以前の期間
	①伐木 ・ ②集材 ・ ③架線	年　月～　年　月
	①伐木 ・ ②集材 ・ ③架線	年　月～　年　月
	①伐木 ・ ②集材 ・ ③架線	年　月～　年　月
	①伐木 ・ ②集材 ・ ③架線	年　月～　年　月

上記について相違ないことを証明します。※事業者印は職を表す印を押印（個人印は不可）

事業場所在地

事業場の名称

事業者職氏名　　職印

講習料支払方法	※原則振込となりますので、講習日の１０日前までに納入願います。		
※受講区分	１区分 ・ ２区分 ・ ３区分	会　員 ・ 会員外	受講料　　円
			※入金日

〒070-0043
旭川市常盤通１丁目道北経済センター６階
TEL 0166-22-8621　FAX 0166-22-8687
林材業労災防止協会旭川分会　御中